

令和元年第3回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和元年9月27日 午前10時00分 開会
午後 2時19分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑋
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	巽重人	こども未来創造部長	中井浩子
教育部長	森井敏英	上下水道部長	西口昌治
会計管理者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉村浩尚
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 1番 杉本訓規 2番 梨本洪瑋

7. 議事日程

日程第1	認第1号	平成30年度葛城市一般会計決算の認定について
日程第2	認第2号	平成30年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第3	認第3号	平成30年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について

- 日程第4 認第4号 平成30年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第5号 平成30年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第6号 平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第7号 平成30年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第8号 平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第9号 平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第10号 平成30年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議第45号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
- 日程第12 議第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
- 日程第13 議第48号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第44号 葛城市忍海集会所の指定管理者の指定について
- 日程第15 議第47号 葛城市印鑑条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第49号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第50号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第51号 葛城市水道事業給水条例の一部を改正することについて
- 日程第19 議第52号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第20 議第53号 令和元年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第21 議第54号 令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第22 議第55号 令和元年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第23 発議第6号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書
- 日程第24 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

藤井本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

まず初めに、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について、各委員長より報告をお願いします。

まず、総務建設常任委員長より報告を願います。

9番、増田順弘委員長。

増田総務建設常任委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告を申し上げます。去る9月6日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました3議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、9月12日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要を報告申し上げます。

初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。理事者からは、事業の進捗状況として、用地買収については平成30年度に契約した1軒の方について、移転先も決定し、まもなく家屋の取り壊しがされると聞いており、取り壊しの確認後に後払いの支払いをする予定である。残り2軒のうち、1軒の方とは代替地も考慮した中で、調整、交渉をしている。別の1軒の方とも交渉しているが、条件面等において折り合いがつかず、同意が得られていない状況である。ロータリー部分の整備、橋りょうの整備等について主な工事も残っており、事業の早期完成に向け、まず事業用地の確保という部分で法的な措置も考慮した中で、適正な価格での契約に向け、慎重に進めているところである、という説明がありました。

委員からは、以前の委員会で尺土駅より東の道路北側の近鉄敷地の隣接箇所の活用について、地元などの意見を聞きながら利用計画を検討すると聞いているが、その後の進捗状況を伺いたいという問いがあり、現在地元と活用方法等について調整中であり、まだ進んでいない状況なので、早く進めていきたいと考えているという答弁がありました。この答弁を受けて、駅東側の歩道の利用者からは、踏切から駅までの間、日よけがないため、天気の良い日は日差しがきついで、何とかしてほしいという声を聞く。地元との意見調整も大事であるが、早期に計画の検討を進めていただきたいという要望がありました。また、駅前にある尺土駅の完成予想図の看板について、いつ設置されたものであるのか、また、看板の内容のとおり完成する見込みなのか伺いたいという問いがあり、看板は平成25年から平成26年ごろに設置されたものであり、現在完成予想図の内容のとおり、事業を執行中であるという答弁がありました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。理事者からは事業の進捗状況として、国道24号線より東1つ目の交差点から、JRまでの間の道路改良工事、工事延長120メートルの区間について、業者選定委員会に諮っており、間もなく工事発注の予定

である。JRの架道橋部分の工事委託については、既設構造物の取り壊しが完了し、本体部分の構造物の設置に取りかかっており、令和2年3月末の完成を目指して取り組んでいただいている。用地買収については、1軒の方の補償鑑定業務委託の発注も完了しており、今後、交渉、契約と進めていく予定である。まだ多数の地権者との交渉や問題も数多く残っており、事業が長期化している状況であるが、引き続き事業完成を目指し問題点の洗い出し等、粘り強く努力していきたいという説明がありました。

委員からは、現在用地買収の進捗状況で、JRの架道橋部分の工事は予定時期に完成するのかという問いがあり、JRの架道橋部分の工事に関する部分の用地買収は済んでおり、令和2年3月末に完成できると考えているという答弁がありました。

次に、行財政改革に関する事項についてであります。理事者からは、現在のところ報告すべき事項はないということでした。

最後に公共バスの運行についてであります。理事者からは、公共バスの利用状況や、利用促進に向けての取り組み、また本年10月から開始される新運行形態について説明がありました。まず、利用状況としては本年4月から7月までの1日当たりの利用者数は環状線ルート、ミニバスルートの合計で140.51人であり、前年度の1日当たりの平均利用者数137.1人と比較すると、3.41人増加しているという説明がございました。また、新運行形態については、法定協議会において路線や運行ルートに係る全体的な見直しについて協議を重ね、本年10月1日から開始することになったので、広報、ホームページ等により周知を図る予定である。なお、10月からの新たな運行形態については、実証による運行形式として近畿運輸局へ届け出をしているので、今後データの収集や利用者の声も聞き、実証を行いながらコミュニティバスの運行を行うことになる。今回の改編でコミュニティバスの運行形式が定まるのではなく、この実証期間において法定協議会に報告し、適宜見直し作業を進めることになる。今後も市民の皆様にご利用してもらえるコミュニティバスの運行に努めるという説明がありました。

なお、これら4件の所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上であります。このほかにも各委員からは質疑がなされ、意見が出されたことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告とさせていただきます。

藤井本議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

7番、内野悦子委員長。

内野厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたのでご報告をいたします。

去る9月6日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました6議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、9月13日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、ごみの減量化に関する諸事項についてであります。理事者からは、現在のところ報告すべき事項はないということでしたが、委員からは、容リプラは非常に軽いため、ごみを回収する前に風に飛ばされて水路や道路に散乱していることがあり、回収場所にネットを

設置するなどの保管方法を指導していただきたいという要望があり、これまでの様子も調査しながら取り組んでまいりたいという答弁がありました。

次に、学校給食に関する諸事項についてであります。理事者からは、葛城市学校給食主任者会を7月開催し、安全・安心のための学校給食衛生管理マニュアルや、学校給食危機管理マニュアルについて、それぞれ再確認を実施しました。さらに、学校給食運営委員会も7月に実施をし、今年の2月に実施したアンケート結果等をもとに、おいしい給食のための方策や、給食費などについて話し合っていたという報告がありました。

委員からは、市内納入業者との裁判の状況は、また市内納入業者の品質管理が現在は改善されているかなどの調査をしているのかという問いがあり、現在も裁判は係争中であり、直接相手側と話すことはできないが、事実として納入業者からは、社長が交代したことや、ISO22000を取得したこと、裁判も取り下げていく方向と報告を受けている。係争状態が継続しているため、市が積極的に調査に入ることは今の関係性の中では不適切なので、裁判上の関係性がなくなった後に、どちらか行動をするのかも含めて状況を見ながら適切に判断していきたい。また、市内業者として頑張っていたという点に対しては、最大限の配慮をしていきたいという答弁がありました。さらに、委員からは、係争状態がなくなり品質管理の状況が改善された場合は、子どもたちの給食の安心・安全を確保できるよう、市内業者を育成していただきたい。また、積極的に話し合いや検査をするとともに、子どもたちや保護者の思いも調査をしていただき、市内業者が以前のように納入できるよう取り組んでいただきたいという意見がありました。

次に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてであります。理事者からは、磐城小学校附属幼稚園改築工事についてと、改築工事に伴うスポーツ少年団の小学校運動場使用について説明がありました。9月からは建物の基礎の重要な杭を地中に打ち込む作業を行っており、今後は翌年3月末の1期工事完了に向け、全てにおいて安全を第一とし計画を進めていく。また、スポーツ少年団の小学校運動場使用については、工事着工前にスポーツ少年団の監督を訪問し、工事開始の説明と安全に使用いただきたい旨をお願いし、また、現場での説明も行い、8月下旬には監督と関係者との打ち合わせをし、ご理解をいただいたと報告がありました。

委員からは、磐城小学校附属幼稚園改築工事において、なぜ当初の2階建てから平屋建てに変更したのかという問いがあり、葛城市にとって平屋建てであることが子どもたちにとってふさわしいという判断から幼稚園の建替えを見直した。前回の計画で幼稚園敷地は広げない考えであったが、学童保育所、幼稚園、小学校の全体事業の中でそのエリアとして整備を見直すべきと判断し、敷地面積も変更した。木造の園舎については、2期工事の中で解体を予定している。また、2階建てから平屋建てにすることにより建築コストは上がり、設計を見直すことで完成もおくれたが、このことが将来の葛城市にとって、何十年も使用する幼稚園にとって、マイナスとは考えていないという答弁がありました。この答弁を受け、木造の園舎の使用については、地震等の災害がいつ起きるかわからないので、補強等の検討をしていただきたいという要望がありました。

最後に、水道事業に関する諸事項についてであります。理事者からは、この8月30日に県域水道一本化の検討会が開催され、新たな提案がなされたことについて報告がありました。これまでは、平成31年3月に策定されました県域水道ビジョンにもありますように、令和2年に覚書の締結を行い、令和8年に経営統合、その後おおむね10年以内に料金の統一を見据えた事業統合を目指すというスケジュールとなっておりましたが、今回新たな手法として令和2年に覚書の締結を行い、令和4年から令和6年の間をめどに事業統合、企業団設立を行う計画が提案され、その経緯、進め方等について報告がありました。

この報告を受け、委員からは前回の報告より覚書の締結、事業統合のスケジュールが早まってきたが、今後の本市の考え方はという問いがあり、基本的な考え方は最終的に葛城市にとって有利な方向を選んでいく。ただ、今回、経営統合ではなく直ちに企業団設立を目指すと変わったので、本来のタイムスケジュールが崩れていると認識している。本市の場合は施設更新より、特に配水管の布設替えの費用のウエートが高くなっていると考えており、これらの統合後の費用分担等が示されていない、選択すべき要件の情報が明確に示されていないので、今後情報収集をして1年半の間に分析を行い、決断をしていきたいと考えているという答弁がありました。

なお、これらの4つの所管事項につきましては、今後も引き続き調査を進めることといたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また数多くの意見が出されておりますことをつけ加えて、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

藤井本議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項の審査報告は、以上であります。これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、認第1号から日程第10、認第10号まで、以上10議案を一括議題といたします。

本10議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

9番、増田決算特別委員長。

増田決算特別委員長 ただいま議長のお許しをいただきましたので、去る9月6日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました認第1号から認第10号までの10議案につき、19日、20日、24日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、認第1号、平成30年度葛城市一般会計決算の認定についてであります。

歳出の議会費では、会議録検索システム使用料について、決算額が少ないのは年度途中からであったためか、また、来年からはどうなるのかという問いに対し、年度途中である平成30年11月1日から契約のため、税込み月額5万9,400円の5カ月分の額となっている。来年からは、月額5万5,000円に消費税10%を掛けた、年間72万6,000円の費用がかかることになるという答弁がありました。

次に、総務費では、講師謝礼の内訳はという問いに対し、職員研修に係る講師費用で、人

事評価制度研修5万円、コンプライアンス研修18万円、接遇研修45万7,500円となっているという答弁がありました。この答弁を受けほかの委員からは、コンプライアンスについて課題がある中で、接遇研修が必要であると判断した理由はという問いがあり、接遇については非常に力を入れていく分野と考えている。職員によって接遇にばらつきがあると感じており、その原因は葛城市で採用された職員は4月1日から現場配置となるため、まとまった時間をかけて新人研修を受けることができない現状であるので、長期的な研修をしていくべきであるとの判断で今回実施した。昨年度は初級の研修で今後レベルアップを図っていかなければならないと考えており、複数年続けていくことによって組織としての認識ができ、後輩に指導ができる段階まで辛抱強く続けていきたいという答弁がありました。この答弁を受けて委員からは、職員1人1人がこの研修を行う理由や、到達点はどこにあるのか、自覚を持って受講してもらいたい。また、この研修を忘れない体制をつくり、市役所が明るくなるようみんなが高め合っていたらいいと意見が出されました。

また、公共バス運営委託料については、今年10月よりルートの再編があるが、どのように市民の声を収集してきたのかという問いに対し、ホームページ内の問い合わせフォームからのメールや、今年6月に実施したパブリックコメントで2件の意見をいただいているとの答弁がありました。この答弁を受け委員からは、今回のルートの再編に当たり、一部区長への連絡が遅かったとの声を聞いているが、市民の中にはホームページを使うことができない高齢者の方々が非常に多くいる。買い物や病院へ行くのに困っているという声があるが、伝え方の手段もわからないまま過ぎている現状がある。今後、市民の公共バスに対する期待度など、広く意見収集を行っていただきたいとの要望がありました。

次に、民生費では、生活困窮者就労準備支援事業の内容は、また生活困窮者自立支援制度の中に家計相談支援事業もあるが、実施しているのかという問いに対し、生活困窮者就労準備支援事業は、奈良県が中心となり11市が広域で実施している事業である。本市における実績は、利用者2名で103万円の支出があった。内容については生活困窮者の中で、特に日常生活や社会的に自立できない人がプログラムに参加し、就労を体験し訓練するなど、段階的に1年をかけて実施するもので、将来的に就労し、定着させることが一番の目的の事業である。また、家計相談支援事業については任意事業であり、本市では実施をしていないが、自立相談支援事業の中で既に個別の家計の相談を行っているが、今後は実施する方向で努力していきたいという答弁がありました。

また、老齢年金の経緯及び今後の見通しはという問いに対し、敬老年金事業については、旧の新庄町において昭和47年より始まった事業である。平成27年は1,156名で約6,580万円、平成30年度は1,315名7,487万円を支給している。平成31年度においては、1,310名から1,386名程度と換算しており、8,029万円の予算を計上している。10年後は対象者は約1,650人程度、支給額については9,900万円は必要になると試算している。将来見直しが必要な時期が来る可能性はあるが、これを前提とするのではなく、まず行政の財政基盤を確固たるものにし、それと並行した中で議論していくべきだと考えているという答弁がありました。

次に、衛生費では、生活環境影響調査業務委託の内容は、また調査結果をホームページに

掲載する予定はという問いに対し、新クリーンセンター稼働開始による文化財への影響を調査したものであり、測定地点は當麻寺西塔、當麻寺竹之坊、クリーンセンター、當麻庁舎、博西神社の5カ所である。調査結果は葛城市内の文化財の老朽化、劣化が急速に進行することはないと思われる。今回の調査結果については奈良大学に委託したものであるため、相談しホームページに掲載したいという答弁がありました。

また、犬猫死体処理委託料について、処理した件数は、また収集が多い場所はどこかという問いに対し、処理件数については平成29年度195頭で、平成30年度は245頭であり、増加している。夜間等で収集が多い場所は山麓線沿いや、山手の方であるが、委託業者からは管理報告も提出してもらっており、増加の要因は自然現象によるものだと思っているという答弁がありました。この答弁を受け、委員からは休日等の犬猫の死体処理については、ほぼ同一地帯に集約されている。大和高田市、御所市、橿原市においては、このような処理委託料の予算はない。来年度においては委託をやめ、直営収集することも視野に検討していただきたいという要望がありました。

次に、農林商工費では、有線放送維持管理の中で、デジタル放送の防災行政無線が整備されたことにより不要になった有線の撤去について、近年全国各地で台風などの自然災害が多発しているため、有線の撤去をしていく必要があると考えるがどうかという問いに対し、有線の撤去については、市役所庁舎から各地区、公民館までの分については撤去は終わっている。しかし、各地区公民館から各家庭までの有線については、当初の防災無線整備計画に含まれていなかったため、未撤去である。現状としては、断線や電柱の移設があった場合は随時撤去を行っている。自然災害のこともあるので、次年度からは、撤去費用を勘案しながら計画的に撤去作業を行えるよう検討するという答弁がありました。

また、林業振興費の鳥獣害防止対策について、平成30年度における主な取り組みはという問いに対し、イノシシ対策に関しては、これまでは柵やネット、電気柵を設置するなどによる農地に近づけない予防対策を重点的に行ってきたが、それでは農作物を守っていくのは難しくなっていると判断し、これからはイノシシの頭数を減らす方向に対策を転向していくことにした。猟友会にも協力依頼し、わな猟に関する部分を補強したという答弁がありました。この答弁を受け、ほかの委員からは、これまで、ジビエ肉の加工所やイノシシなどを捕獲した後の処分方法について提案してきたが、この2年間全く進んでいない。わな猟をふやすとのことだが、捕獲したイノシシなどの処理にかかる負担が大きいと猟友会から聞いているが、市の見解はという問いがあり、市として猟友会から相談を受けており、処分場所については市の所有地で適切な場所がないか探している。また処分にかかる費用についても、今後検討させてほしいという答弁がありました。

次に、土木費では、都市計画費の中で奈良県大和都市計画の市街化区域の見直しについて、今後見直しはという問いに対し、前回の第5回目の見直しが平成23年5月に行われており、その前の第4回目の見直しが約10年前の平成13年5月に行われていることから、市としては令和3年ごろの見通しの実施を見込んでいる。現在、奈良県の都市計画マスタープランの改定中であり、県が意見聴取を実施されているので、市として問題点等を提出している状況で

ある。県の都市計画マスタープランの改定後に、市街化区域の見直しが行われているものと考えているという答弁がありました。この答弁を受け委員からは、市街化区域の見直しについての経緯はわかるが、市として必要なときに工業誘致ができるよう関係課と連携して調整していくよう検討をお願いするという意見がありました。

また、住宅管理で市営住宅空き家解体工事が実施されているが、解体された跡地の利用について、また、本年度に市営住宅の入居者の募集を実施されたと思うが、この募集状況はという問いに対し、市営住宅の長寿命化計画で当該空き家は解体となっており、跡地の利用方法については今後検討していく予定である。入居者の募集状況については、2戸の募集を実施した結果、7名の募集があり、そのうち1名が書類審査で失格となり、残り6名で抽せんを行った結果、2名が入居されることとなったという答弁がありました。

次に、消防費では、消火栓や防火水槽の設置費や地元負担の考え方はという問いに対し、消火栓や防火水槽の設置については、大字要望や葛城消防署において、市内全体の配置からは、不足している部分については協議をしながら進めているが、防火水槽の設置については1基当たり約900万円から1,200万円の建設費がかかり、これらの消防設備についての地元負担については1割の負担を願っているという答弁がありました。この答弁を受け委員からは、災害に強いまちづくりを目指すのであれば、大字要望だけではなく、消防署が必要と認めるような設備については、市が積極的かつ計画的に整備を行う姿勢を示すべきであるという意見がありました。さらに、委員からは、市長は人口5万人構想を掲げられているが、今後の住宅開発と消防施設の整備方針の考え方はという問いがあり、ある一定規模の開発には公園や防火水槽等の設置が義務づけられているが、いわゆるミニ開発と言われるような開発は、法の目をくぐり抜けてくるので、そのような開発を条例で防ぐことができるような研究をするよう担当課に指示をしているという答弁がありました。また、非常備消防費の服装整備費262万7,347円の執行内容の中で、女性消防団の服装に係る部分がどのようになっているのかという問いに対し、この服装整備費は新基準に基づく消防団員や女性消防団員の夏の活動服として購入し貸与したもので、これ以外に、はっぴやヘルメットも含まれているという答弁がありました。この答弁を受け委員からは、女性消防団の充実した活動がふえているので、今後においては積極的な活動をしていく上で、何が 필요한のか女性消防団の意見を聞いていただいて、服装の整備を進めていただきたいという要望がありました。

次に、教育費では、教育機器賃借料について、パソコンの賃借期間は7年であり長いと思われるが、今後の方針はという問いに対し、市全体としてICT機器の標準的な使用期間はサーバー類が5年、パソコン、プリンター類が7年という基準を定めている。そのため契約した平成28年度はこの基準に従い7年リースとした。しかし、今回の更新時はハード及びソフトともに生徒の皆さんには新しいもので学習に取り組んでいただきたいので、より費用対効果のすぐれた形で更新できるよう検討してまいりたいという答弁がありました。

また、文化会館費の前売り入場券販売手数料の内容はという問いに対し、自主事業などの有料チケットの販売を新庄文化会館以外のチケットぴあ、ローソン、奈良コープなどに委託しており、チケット売り上げの8%から10%の手数を委託先に支払うものである。今まで

は、売り上げから手数料を相殺して歳入に計上していたが、平成30年度からはそれぞれ計上することになり、約52万円を支給したという答弁がありました。

次に、歳入では、市税の調定額の内容について、前年度と比較すると固定資産税が減少しているが、その要因は何かという問いに対し、固定資産税については土地の評価額が下落しており、宅地については年平均約1%の減少となった。また、家屋については新增築家屋は増加しているが、平成30年度は評価がえの年度であり、在来分家屋の減価が大きく影響している。約4,700万円の減少となった。償却資産については主要企業の設備投資の傾向はやや増加している企業も見受けられ、全体的に見れば大きな減少傾向は抑えられているように思われるが、そのほか中小企業は依然減少傾向であり、4.4%の減少となった。これらの要因により、固定資産税全体として調定額が減少しているという答弁がありました。また、雑入の損害賠償金7,165万7,784円の内訳はという問いに対し、3件の工事請負契約違反行為があったため、請負金額の10分の2を損害賠償金として工事請負業者に請求したものである。対象の工事と金額については、1、道の駅整備に伴う周辺整備工事2,601万720円、2、道の駅駐車場他周辺整備工事2,612万4,552円、3、葛城川東側線道路改良工事1,952万2,512円である。この3件の工事については、交付金対象の事業であるため一部については返還の必要があるが、現在、道の駅の精算も含め協議しているという答弁がありました。

次に、総括質疑では、平成30年度決算において基金の総額では約1億5,000万円、そのうち財政調整基金は約8,800万円程度目減りしている。また、市税では合併当時42億円であったものが、年々減少傾向であり、最近では40億円前後で推移している現状である。さらに、令和2年度から地方交付税が一本算定され、増額は見込めない厳しい財政状況において、今後の財政運営をどのように考えているのかという問いに対し、今後においては、扶助費関係の予算の増額が見込まれる中、既に合併特例債の償還も始まり、一定の財源を確保するのが難しい状況である。このような時代に対応するため、人口規模5万人とした葛城市の中長期ビジョンを上げ、財政基盤を安定させなければならないと考えているところであり、この過程においては基金の取り崩しもあり得ると認識している。短期的にはマイナンバーカードを活用することで行政コストが大きく下げられるものではないかと考えており、令和2年度の予算編成から研究する方向で指示を出しているところである。また、行政サービス面でも影響の少ないものについては切っていく覚悟が必要であり、これらの中長期ビジョンを達成していくことが葛城市の未来の姿であるという答弁がありました。

また、平成30年度決算から見て、予算に計上した内容が適切に把握され執行できたのか、また入札において不落が多発していることについては、発注時期など再検討する必要があるのではないかとという問いに対し、予算執行については、全体的な予算の執行状況が管理できる仕組みづくりを検討している。また、契約事務については、県の指導をいただきながら担当者の研修を通じて認識を改め、早期発注、早期完成を目指したいという答弁がありました。賛成の討論があり、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第2号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。質疑では、平成30年度は国民健康保険の県単位化に伴い、国民健康保険税率が改定されて

初めての決算であるので、国民健康保険税の調定額と収納率の状況についてという問いに対し、国民健康保険税現年度分の調定額は、平成29年度が6億7,182万円で、平成30年度は7億1,948万円となっており、前年度と比較すると約7%の増額となっている。国民健康保険税現年度分の収納率については、平成29年度が94.5%で、平成30年度は93.6%となっており、0.9ポイントの減となっているが、滞納繰越分を含めた国民健康保険税全体の収納率では、平成29年度が75.3%で、平成30年度は76.9%と1.6%の増となっているという答弁がありました。また、特定健診の実施状況についてという問いに対し、平成30年度の特定健診の対象者は6,150名で、そのうち2,014名が健診を受診された。受診率は平成28年度が31.4%、平成29年度が32.4%、そして平成30年度は32.7%となっており、奈良県内の平均受診率の32.0%を0.7ポイント上回っている状況であるという答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第3号、平成30年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、平成30年度は第7期介護保険事業計画が開始された初年度の決算であったが、基金保有額が多い。保険料の引き上げは適正であったのかという問いに対し、第6期介護保険事業計画では、介護保険料は5,000円、第7期では5,960円に引き上げをさせていただいた。介護保険事業は3年間の計画で収支がとれるように保険料の設定をしており、初年度は翌年度へ送る収支の金額が多く出てくるというのは、介護保険上の構造である。収支については、準備基金の保有額として基金に積み立てをしていく金額が1つの要因であり、本市における基金保有額について、他市と比較すると、奈良県下で最下位である。これから何かあったときや、介護保険を柔軟に運用していくためには、平均値まで基金を保有していくことも必要かと考えており、今回の保険料の引き上げは適正であったという答弁があり、賛成、反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第4号、平成30年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、下水道事業は整備区間がほぼ終わりに近づいているのかと思われるが、公債費の償還も含め、下水道事業の今後の見通しはという問いに対し、下水道事業については、ほぼ一定程度の整備を終え、今後は未普及地対策に入っていく予定であり、事業費としても縮小していくことになる。また、公債費については、平成30年度決算における元金と利子を合わせた償還額は、約10億3,346万9,000円であり、支出に関しては現時点がピークだと考えている。令和元年度以降は縮小傾向に向かい、試算によると令和10年では約7億円を切る見込みとなる。それに伴い、繰入金も減少していくと見込んでいるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第5号、平成30年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、食物性残渣廃棄物処理委託料について、前年度と比較して平成30年度の残渣量はという問いに対し、食物残渣については、給食の調理段階で出てくる調理残渣と、学校から戻ってくる給食残渣の合計であり、処理量については、水分を切った状態で計量している。平成29年度は23.97トンで、平成30年度は20.45トンであり、3.52トンの減少となったという

答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第6号、平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第7号、平成30年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、平成30年度までに返還された墓地の件数は、また返還される理由はどういう問いに対し、平成25年度から平成30年度までに返還された件数は合計で75件である。主な返還理由としては、遠方への引っ越しなどによるもの、また、将来のことを考えて墓地を購入したが、近くに子どもが住んでおらず墓を管理する者がいないこと等である、という答弁がありました。この答弁を受け他の委員からは、墓地の返還理由に墓を管理する者がいないことなどを挙げられているが、以前に提案した合葬墳墓について検討されているのかという問いがあり、現在県内では、奈良市、橿原市、広陵町が実施されているので、近隣の状況などを調査し、引き続き検討していきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第8号、平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第9号、平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、一般会計から繰入金の内容はという問いに対し、繰入金のうち、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料軽減分を公費で補てんするものである。内容としては、低所得者の均等割額の軽減分と、被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の軽減分の合計額を一般会計から繰り入れるものである。なお、令和元年度から、後期高齢者医療の均等割額の軽減特例の見直しが行われるため、今後一般会計からの繰入額は減少していくものと考えている。また、その他の繰入金の内容については、事務費分として、共通経費負担金が含まれているという答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしました。

最後に、認第10号、平成30年度葛城市水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑では、実質の利益はどのくらいになっているのか、また、県水の年間受水率はどういう問いに対し、実質の利益については1,387万8,987円で、前年度より約450万円の減となっている。台風の影響により、取水池の水質悪化により取水できなくなったため、その間の県水の受水量が増加した。県水の年間受水率については、26.64%となっているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

以上であります。その他にも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えまして、決算特別委員会の報告とさせていただきます。

藤井本議長 以上で決算特別委員会委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、認第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 日本共産党の谷原でございます。

私は、平成30年度葛城市一般会計決算の認定に賛成の立場で討論いたします。

平成30年度予算について、我が党は賛成いたしました。したがって、本決算におきましては、この予算に対して適正な執行が行われていたかどうか、あるいは事業の成果が上がっているかどうかという観点から検討してまいりました。葛城市は合併して15年になりました。地域の皆様からは、住みやすいまちとして評価を受け、またそのことは、住みよさランキングの中でも全国的にも知られたところでもあります。こうした、公共事業サービスを維持しながらの予算案、そしてその執行の決算となっております。

さて、しかしながら問題点が幾つかございます。歳入が150億円、歳出が約147億円であり、そして実質収支も黒字という決算となっておりますけれども、実質上の単年度の黒字、赤字を示す実質単年度収支につきましては、8,500万円の赤字となっております。これは4年間この実質単年度収支は赤字が続いているわけで、財政の硬直化が進んでいることを示す実質収支比率も1.9%となっております。この実質収支比率につきましては低く、何とか維持、悪くなるのを抑えているところでもありますけれども、葛城市の財政においては、今後合併特例債の償還も始まり、公債費が増額することもあるとあって、一層今後の財政運営が厳しくなることが予想されているところでもあります。財政硬直化が進みますと、市民の皆様からいただいたさまざまな要望を新たに事業化することが大変困難になってくるわけですから、この決算におきましても、決算委員会におきまして、経費の節減がきちっとされているかどうかということについては、活発な議論がなされてきたところだと考えます。

さて、個別の案件につきましては先ほど決算特別委員長の増田委員長の方から詳しく報告がありましたので、個別については申し上げませんが、3点ほど意見を申し述べたいと思います。

1点目は、予算の執行におきまして、1点大変不適切なものがあったということでもあります。当初予算に組まれていた予算、それから年度途中に一般補正予算が組まれて、事業予算が増額されたにもかかわらず、当初予算よりも低い執行率となって、不用額が多額に出ていたという問題であります。この点につきましては、議会でせつかく一般予算について審議も

し、そして補正予算も認めた中での、こうした不適切な執行状態があったということは大変遺憾であったと考えます。このことにつきましては、原因が職員の職務懈怠にあるということで、8月末に懲戒処分が行われたということで、これは新聞報道にもされたことでもありますけれども、このことについては、議会に対してもしっかりと説明があるべきだと私は考えておりました。決算特別委員会におきまして、教育長の方からこのことについて丁寧な説明があり、謝罪もあったところでもありますけれども、今後このような予算執行において不適切なことがないように、意見するものであります。

さらには、2つ目でもありますけれども、こうしたことに対しては、執行状態の中でスケジュール管理がどうであったかということも決算特別委員会で話題になりました。このことの改善も強く求めたいと思います。そうした執行状態におきましては、入札契約事務というのが発生するわけでもありますけれども、この入札契約のあり方についても、決算特別委員会で審議されたところでもありますけれども、我が党としては、落札率が大変高く、高どまりしているものが幾つか見受けられております。また、ほかの委員からも随意契約のあり方について改善が必要ではないかということも意見が出されました。私は一般質問の中で、今、国が進めております入札契約制度の適正化について、法律に定め閣議決定でその適正化の促進をするための事項を定めている指針、こうしたものの実行を葛城市がするようにということを一一般質問で求めてまいりましたけれども、今後ともこの入札契約の改革によりまして、経費の節減、行財政改革を進めていただくことを強く求めるものであります。

最後になりましたけれども、事業目的から見て適切であるかどうかということについても、決算特別委員会で幾人かの委員からも意見が出ました。それは、当初の事業目的で事業をやってきて継続してきているけれども、時代の流れの中で、このことについては、もう不要になった、あるいは変えるべきものがあるのではないかという意見も出てまいりました。合併して15年たちます。まだまだ、合併時の効果、当初の目的、それが十分発揮されていないところもあろうかと思えますし、見直していくところもあろうかと思えます。その点におきましては、決算特別委員会で数多く委員から意見が出されましたので、そのことをもって、今後予算編成に当たりましては、行政の方でしっかりと酌み取っていただくことを求めまして、決算認定の賛成意見といたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第1号は認定することに決定しました。

日程第2、認第2号について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定に反対する立場で討論いたします。

平成30年度から奈良県の国民健康保険制度が大きく変わることとなりました。国民健康保険の県単位化によって、奈良県内どこに住んでいても同じ保険税水準とするということを目指すことになったわけであります。そのため、葛城市の国民健康保険税は令和6年度の統一保険税水準に向けて、毎年国保税が引き上げられていくことになりました。今議会に上程されている平成30年度国民健康保険特別会計決算は、その初年度となる決算でありますので、きょうは少し時間をいただいて詳しくその反対について述べていきたいと思っております。

決算書を見ますと、保険税徴収の調定額が、昨年度と比べて約4,760万円増加しております。被保険者世帯数や、被保険者数は減少しておりますので、こうした保険税の収入額が増加したのは、国保税の引き上げで調定額におきまして、被保険者1人当たり、昨年度と比べて9.2%の保険税の引き上げになったことが原因となっております。こうした引き上げが令和6年まで毎年続いていくこととなります。奈良県の国保県単位化につきましては、日本共産党は反対してまいりました。その理由の1つは、地域の医療水準、医療給付水準を考慮に入れることなく、県下で一律に保険税水準を決めるということであるからであります。葛城市は住民の健康を維持し、守る取り組みを積極的に進めてまいった自治体であります。住民の健康意識も高く、医療費給付水準が他の市町村と比べて低く抑えられてまいりました。そのために、葛城市の国保税は県下でも大変低い水準であったわけであります。こうした地域の実情を考慮に入れず、県全域で統一保険税水準としたために、葛城市のような自治体が、かえって高い保険税を負担することになってしまう。これは大変不公平ではないでしょうか。全国的に見ましても、今、各都道府県で国保の県単位化を進めております。人口減少があるということで母体を大きくするということが、つまり安定的に運営するために母体を大きくしようということで、県の単位化が全国で進められているわけでありますけれども、こうした地域の実情を全く考慮せず、統一保険料水準と決めている都道府県は、我が党の調査におきましては、7府県にすぎません。北海道や大阪、和歌山、広島県など7府県しかないわけであります。36都府県におきましては、これは地域の実情に応じて保険税を決めていくということを予定しております。被保険者の健康への努力で保険給付を抑えるという努力が評価されない制度になっております。このような不公平な国保制度になっており、それに基づく国保特別会計の決算でありますので、認めるわけにはまいりません。

また、奈良県国保県単位化に反対してきた理由の1つが、一般会計から国保会計への繰り入れを禁止するという奈良県の措置であります。葛城市は合併以来、一般会計から平均して年間1億円以上の繰入金金を国保会計に繰り入れてまいりました。そうすることで、葛城市に在住されている国保の被保険者に対する国保税を安く抑えてきたわけであります。したがって、この繰り入れを禁止されることによって、より葛城市の国保税の引き上げ率が大きくなってしまったということになります。こうした一般会計からの法定外繰り入れは市町村の権限であります。その権限を束縛する奈良県の方針を認めるわけにはいきません。大阪府におきましては、大阪市が、その方針に逆らって一般会計からの繰り入れで国保税を抑えると、そういう施策を継続しております。市町村の国保加入者に対して、さまざまな工夫を地方自

治体が行うこと、市町村自治体が行うことを県は禁止すべきではないと考えます。

さて、平成30年度葛城市国保特別会計では、約9,500万円の繰越金が発生しております。昨年度よりも約400万円増加しております。基金としては別に1億円積み立てていただいております。奈良県におきましては、上牧町が多額に積み上がった基金を使って子どもの国保均等割額の減免措置を2年間の限定措置ではありますけれども、実施することを決めています。また、広陵町におきましては国民健康保険法第77条に定められている、国保税の申請減免制度を町独自に手厚いものとして条例化して、一般会計の負担によって所得が生活保護水準にある世帯などの減免を行っております。今後、葛城市の国保特別会計におきまして、毎年繰越金が積み上がるようでありましたら、独自の減免措置を葛城市でも考えていくべきではないでしょうか。また、一般会計からも、国保税を払いにくい方が支払える国保にするために、繰り入れるべきだと考えます。

さて、国民健康保険は組合健保や協会けんぽと異なって、加入者の所得が低いことが大きな特徴となっております。6月定例会一般質問におきまして、国保制度について取り上げました。その中で、葛城市の国保加入世帯の82%が所得200万円未満の世帯であります。また、約91%が所得300万円未満の世帯であることがわかりました。たとえ所得がなくても、支払いの義務が生じるのが国保税であります。国保税には所得にかかる所得割や、資産にかかる資産割のほかに、1世帯当たり定額でかかる平等割や、加入者1人当たりにかかる均等割というのがあります。この均等割と平等割には法定軽減措置はありますけれども、国保税がゼロになることはないわけでありまして。国保税が納付できずに、短期保険証発行を受けている世帯数は平成30年度は72世帯でありました。前年度の64世帯から8世帯ふえております。平成30年度の国保税収納率は93.63%、収入未済額は4,579万円にもなっております。昨年度の収納率が94.5%でありますから、国保税を納付できない世帯がふえてきております。生活にゆとりがなく、国保税を払っても医療費のことを考えるとなかなか医療機関に足を運ぶことができない方も多くいらっしゃいます。そして、この10月からは消費税の増税、まさに所得の低い世帯ほど、家計に占める消費税の負担は重くなるわけでありまして、この国保税負担、医療費負担というのは、所得の低い世帯にとっては大変厳しいものとなってきております。

葛城市の国保加入世帯、人数は平成25年度から毎年減少してきております。これは、国保税の負担が大きいため働いて収入を得ている高齢者、あるいは世帯主以外の家族の方が、協会けんぽなど社会保険加入ができる労働時間以上に働くことで、協会けんぽに加入する、そうした中で国保加入者が減少しているということが起きております。社会保険税の負担にたえられないために、無理して労働時間を延ばして、こうした協会けんぽに加入する方がふえているわけでありまして。これは、社会保障制度の本来の目的に矛盾してきているのではないのでしょうか。人に忍びざるの心をもって政治を行う、病で苦しんでいる人を捨てておくことはできない。だからこそ、古来より病人を救うための制度を私たちは、人類は発展させてきて今日の国民皆保険制度があるわけでありまして。しかし、その保険制度にありまして、国保税を支払うことが困難である人がふえてきている。また、医療費負担がたえ難い人たちがふ

えてきております。抜本的には国そして県の方針を変えなければならないと考えます。しかし、葛城市独自にできる工夫もあるのではないのでしょうか。ほかの市町村の中にはそのような工夫をして、少しでも払える国保税にするための努力をしている市町村があります。安心して医療を受けることができる国保制度にするために、もっと工夫の余地があると考えまして、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定には反対します。

以上をもって、反対の討論といたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

3番、吉村始君。

吉村始議員 認第2号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

平成30年度国民健康保険制度では、大きな変革を迎えました。これまでは市町村が財政運営の責任主体として運営をしてまいりましたけれども、持続可能な国民健康保険制度を構築することを目的として、都道府県が市町村とともに国保運営を担い、都道府県が財政運営の責任主体となって、中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされました。

本年度の決算は、制度改正後初めての決算となります。奈良県では、令和6年度に保険税率を統一することになっておりまして、これまで一般会計からの財源補てんにより低い税率を保ってきた葛城市では、税率の引き上げが不可欠な状況でありましたけれども、県と協議を重ねながら、激変緩和措置を活用することで、保険税の急激な引き上げを抑え、段階的に引き上げる方針が示されました。この取り組みにより、一般会計繰入金の財源補てんを受けることなく黒字決算を保つことができしております。国民健康保険事業を維持し、円滑に運営するために努力された決算であるというふうに評価をするものであります。

また、保健事業においては、特定健診受診の節目年齢対象者への無料クーポン券の交付や、きめ細かな受診勧奨、継続的な重症化予防の取り組みにより、特定健康診査、特定保健指導の受診率は年々向上しており、被保険者の健康への意識啓発も図られ、その結果として1人当たりの医療費が県内において、継続して低い数値を保っていることにつながっているものと考えます。

また、先ほど谷原議員がご指摘のように、保険税の現年課税分の収納率につきましては、保険税の引き上げの影響もあり93.6%と、前年度94.5%であったものを0.9%下回ったものの、滞納繰越分の収納率では17.56%と、前年度15.79%を1.8%上回っており、保険税全体でも前年比で1.6%上回っていることから、継続して収納率の向上に努められた中での結果であるものと考えます。

国民健康保険は被保険者である住民の皆さんにとって、大切なかけがえのない制度です。引き続き、県と共同して安定した制度運営に取り組むとともに、保健事業の推進による医療費の適正化や、保険税収納率の向上による歳入の確保に努められ、今後においてもより一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第2号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、確定をいたします。賛成多数であります。よって、認第2号は認定することに決定しました。

日程第3、認第3号について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 平成30年度葛城市介護保険別会計決算の認定に反対する立場で討論いたします。

本決算は葛城市第7期介護保険事業計画に基づく3カ年計画の初年度の決算となります。昨年度と比べて、介護保険料総額は約1億2,400万円ほど増加しております。これは第6期事業計画から第7期事業計画におきまして介護保険料の基準月額を5,000円から5,960円、率にして約19%引き上げたからであります。

先ほど申し上げましたように、国民健康保険税も引き上げとなり、後期高齢者医療保険料も平成30年度から引き上げとなりました。この10月からは消費税の増税が行われるわけがあります。高齢者にとっては大変厳しい状況になってきている。また、庶民にとって大変厳しい社会保険料負担となってきております。こうした介護保険料の引き上げをせざるを得ないのは、この介護保険制度そのものにそうした仕組みが組み込まれているからであります。介護給付費の50%を被保険者が支払う、公費は50%のみの負担ということで、制度設計されているわけでありまして、介護施設がふえて利用者が増加したり、あるいは高齢者の増加によって介護サービスを受ける方が多くなりますと、必然的に介護給付費が増加して、その分介護保険料が被保険者にかかってくるという仕組みになっております。さらに、現行の介護保険制度の問題点は、所得がなくても介護保険料を支払わなければならないということでありまして、この介護保険料を納めないで、介護サービスの負担割合が10割となってしまうから、実質介護サービスを受けることが大変困難になってまいります。介護保険料の第1保険者につきましては、基本的に年金から天引きされて徴収されますけれども、年金収入が18万円未満、月1万5,000円以下の年金収入しかない方からは、年金からは天引きできないため、納付書による納付となっております。平成30年度決算では、こうした普通徴収対象者において、納入されなかった介護保険料の収入未済額は約1,744万円にも上っております。介護サービス利用料を支払うことさえ困難な所得の低い普通徴収の保険者が、そもそも介護サービスを受けることをあきらめて、こうした介護保険料納付を最初からしないと

いうふうな方々もふえてきているかと思います。また、平成30年の8月から、65歳以上で一定の所得以上の方が介護サービスを利用したときの負担割合を3割とするという、そうした改悪もなされました。高齢者の増加による介護給付費の増額に比例して、介護保険料の引き上げの一方で、負担割合がこのように引き上げられたり、介護給付サービスが切り下げられたりすることなどが行われてきております。今後も高齢者の増加が続きますから、介護保険料が上がる一方で、こうした介護サービスを受けることができなくなる事態が一層進んでいくことが想定されます。

全ての人に必要な介護サービスを受けることができる制度にするためには、根本的には公費負担をふやすしかありません。全国知事会も、政府に公費の負担割合の引き上げを国に求めています。日本共産党も公費負担割合を10%に引き上げること、あるいは介護保険料の最高限度額を撤廃して、富裕層の方にも応分の負担を求めることなどを求めています。そして消費税に頼らない新たな財源についても提案しながら、所得がなく介護保険料を負担できない人でも介護サービスを受けれる、そうした制度にすることを提案しております。

葛城市におきましては、特定入所者介護サービスや、介護予防サービス、包括的支援事業等、介護を必要とする方のために多種多様な事業を展開されております。職員や介護施設で働いていらっしゃる方、また地域のボランティアの方たちによって、こうした事業が支えられております。しかし、国の制度設計が介護保険料の際限のない引き上げを前提にしていることから、葛城市内の被保険者にとっては支払うことが困難な介護保険料となっており、そうした制度のもとでの決算となっております。国の制度の抜本的な改革を求める立場から、平成30年度葛城市介護保険特別会計決算の認定の反対意見といたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

8番、川村優子君。

川村議員 私は認第3号、平成30年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本年度の決算につきましては、第7期事業計画の計画値と比較すると、保険給付費におきましては、昨年の97.74%に引き続き、97.49%となっており、ほぼ計画どおりの決算となっております。介護給付費準備基金につきましては、平成29年度分911万円が積み立てられることによりまして、基金残高は5,495万円まで持ち直しており、平成30年度決算に基づき、令和元年度には7,690万円が積み立てられる予定でございます。介護予防対策など地域支援事業の取り組みには、一定の評価をするものであります。平成30年度は第7期事業計画の初年度として計画どおり、計画値を上回ることなく介護保険事業を運営いただきました。

令和元年度には、第7期介護保険事業計画の中間年として、実績値が計画値を大幅に上回ることはないよう、介護予防対策と介護保険事業の健全な運営を行う必要があると考えます。

今後、高齢化人口がふえて、要介護認定者もふえていく中で、介護サービスを必要とする方とそういった方々を支える地域づくりのための生活支援体制整備事業などの地域包括ケアシステムを推進し、支援などが適切に行える体制づくりを大いに努力していただきますとともに、介護給付費準備基金の適切な活用と、介護保険財政の円滑かつ適正な運営を図ってい

ただくことを要望いたしまして、本決算認定につきまして賛成とさせていただきます。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第3号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、認第3号は認定することに決定いたしました。

日程第4、認第4号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は認定することに決定いたしました。

日程第5、認第5号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は認定することに決定いたしました。

日程第6、認第6号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は認定することに決定いたしました。

日程第7、認第7号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第7号は認定することに決定いたしました。

日程第8、認第8号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第8号は認定することに決定いたしました。

日程第9、認第9号について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定に反対する立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、国保や協会けんぽなど、ほかの医療保険に加入していた75歳の高齢者を、それらの医療保険から切り離して75歳以上の高齢者を被保険者とする後期高齢者保険に移行させて、医療給付を行うという制度であります。扶養家族として保険料の支払いをしていなかった高齢者も、75歳になりますとこれまでの医療保険から後期高齢者医療保険に移り、保険料を負担しなければならなくなります。また、診療報酬の上限を定めて、そのために受診できる医療に制限が出てまいります。必要な医療を十分に受けることができない保険制度となっております。このように高齢者を別枠の医療保険制度に強制的に囲い込んで、負担増と差別的医療を押しつけるものとなっております。後期高齢者医療保険料につきましては、2年に1度の見直しが行われております。介護保険制度と同様、保険給付費を公費で50%、被保険者の保険料及び国保や協会けんぽなど、各医療保険の被保険者による支援金で50%と、負担割合が固定されているためであります。そのため、後期高齢者の増加により、

保険料及び支援分が増加するという仕組みになっております。平成30年度は見直し年度のために、所得割で8.89%が、8.92%に引き上げられ、均等割額が3万9,900円から4万4,800円に引き上げられました。2年に1度の保険料の改定のたびに保険料が引き上げられているわけでありまして。また、昨年度から制度導入から措置してまいりました、低所得者への保険料軽減措置が廃止されました。介護保険と同じように、年金収入が18万円未満の方には年金から天引きできないため、納付による普通徴収となっておりますけれども、平成30年度決算におきまして、保険料を支払うことができない方々による約168万円の現年度分の未納が生まれております。

そもそも、所得にゆとりがないために未納になる方たちであります。医療費負担も大変困難な方が多くいらっしゃいます。介護保険制度と同様、所得がなくても安心して医療を受けられる制度こそ、社会保障制度の名に値する制度になるのではないのでしょうか。

後期高齢者医療保険制度では、被保険者の負担分が50%であります。それも後期高齢者被保険者だけが負担するのではなく、ほかの医療保険に加入している0歳から74歳までの被保険者がこうした後期高齢者医療支援分を負担する仕組みとなっております。そのため、現役世代の社会保険料の引き上げとなり、実質賃金引き下げの要因となっております。また、国保加入者においては、所得のない子どもにかけられている均等割額の中に、この後期高齢者医療保険料の支援分が含まれているわけでありまして。どうして、所得のない0歳児を数に入れて、後期高齢者の支援分まで取らなければならないのでありましょうか。こうした制度の上に立って運営されております、後期高齢者医療保険特別会計の決算を認めるわけにはまいりません。際限のない負担増を招く制度を改めて、それぞれの医療保険に加入しながら公的支援を受けることができた老人医療制度の仕組みに戻すことを求めまして、反対意見といたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 私、認第9号、平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度からスタートいたしました医療保険制度でございます。超高齢化社会において、被保険者数や医療費が増加する中、保険料の軽減措置、納付方法の見直しなど、さまざまな改革が行われてきたことにより、着実に制度は定着し、成果を上げられていると思います。奈良県全体でこれからはますます増加が予想される高齢者の医療費に対し、広域連合が運営主体となり医療費適正化や健康保持推進のために保健事業を積極的に取り組まれていることで、医療費の伸びをできるだけ穏やかなものとし、安定的で健全な制度運営の継続につながっております。

今後も本市において、奈良県や広域連合と連携を図りながら、本医療制度が被保険者である高齢者の方々にご理解をいただき、持続可能な安心できる医療制度の構築に一層の努力をいただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

以上でございます。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第9号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、認第9号は認定することに決定いたしました。

日程第10、認第10号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第10号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、議第45号から日程第13、議第48号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案は、総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

9番、増田委員長。

増田総務建設常任委員長 ただいま上程をされております議第45号、議第46号及び議第48号の3議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

初めに、議第45号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてであります。

質疑では、第8条の葛城市運動場条例について、運動場使用料の対象に入っていない健民グラウンドはなぜ使用料を徴収しないのか。また、今後金額改定をしようとして検討しているのであれば、時期や方向性について教えていただきたいという問いに対し、健民グラウンドはわかき国体の開催に合わせ、奈良県各地において健康増進を目的とするため、県が主体となって整備をしたものである。その後無償等の形で市町村の管理となっている経緯があるため、一般的には施設使用料は無料となっている。しかし、実際に使用料を徴収している自治体もあれば、市外の方の利用を認めている自治体もあると把握している。今後、体育施設の使用のあり方について検討、研究してまいりたいという答弁がありました。委員からは、徴

収する施設使用料は、公共施設の維持管理費や減価償却費に充てられると説明を受けている。葛城市民、市外の方々の使用等も加味して、十分検討していただきたいという意見がありました。

また、別の委員からは、実際に他市の方より新庄第1健民グラウンドをぜひ使用したいと相談を受けている。その方が現在使用しているグラウンドでは施設使用料も高く、ロッカー使用料、駐車料金なども支払っていると聞いている。施設使用料だけではなく、利用者による利用料なども含め、十分検討していただきたいという意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第46号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

最後に、議第48号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

以上であります。そのほかにも質疑がなされたことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の報告といたします。

藤井本議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第11、議第45号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

この条例案は10月1日から消費税の引き上げに伴い、葛城市の公共施設などの使用料を引き上げるための条例であります。しかし、葛城市など地方公共団体は、消費税課税事業者ではないわけでありまして、今回の引き上げは消費税増税分を納税するために葛城市が施設使用料に消費税率引き上げ分を課すという性格のものではありません。さきの総務建設常任委員会におきまして、理事者側から引き上げの理由として、消費税率引き上げに伴って水光熱費や減価償却費など、経費において消費税増額分が発生するため、必要な額を引き上げるものであるとの説明がありました。しかしながら、例えば小中学校の給食費につきましては、今回の消費税引き上げに伴って引き上げは行っておりません。食材費や配送

費や材料費に消費税分がかかっているため、消費税増税により値上げは必至でありますけれども、給食は給食費のみで賄われているのではなく、教育施策の一環として一般会計からの繰入金が入入されているわけでありまして、したがって、今回消費税増税に伴う給食費の改定は行われていないわけでありまして、同じように施設使用料につきましても、住民福祉の観点から、一般会計で消費税増税分を負担することができるわけでありまして、更に言うならば、消費税増税により、地方消費税分が葛城市の一般会計に歳入として入ってまいります。葛城市の事業におきましては、10月以降、備品の購入や工事請負費など、消費税増税分がかかってくるわけでありまして、歳出が増加しますけれどもその一方で、こうした地方消費税増税分が歳入として入ってくるわけでありまして、施設使用料におきましても、葛城市が一般会計におきまして消費税増税分に伴う経費を負担すべきではないでしょうか。

文化会館や体育施設には、サークル活動や教室などに多くの高齢者の方たちが集っております。高齢者の心身の健康の増進に役立つとともに、地域コミュニティを強める働きを持っております。使用料の引き上げは、こうした活動に参加する方々の費用負担となり、長期的にはこうした活動を抑えることになってまいります。国保税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の引き上げなど、社会保険料の相次ぐ引き上げとともに、生活の全てに税がかけられる消費税の引き上げによって、高齢者の生活は苦しくなっております。したがって、住民負担を少なく公共施設を利用させていただいて、健康維持を図っていただくことこそ、市政として大切なのではないのでしょうか。消費税増税分を使用料において徴収する義務がない葛城市が、このように、消費税増税に合わせて使用料を引き上げることに反対でありますので、この条例案に反対いたします。

以上をもちまして、私の意見といたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

5番、松林謙司君。

松林議員 議第45号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の国の消費税率の改正は、少子高齢化により現役世代が急なスピードで減っていく一方で、高齢者は増加していきます。社会保険料など、現役世代の負担が既に年々高まりつつある中、社会保障財源のために所得税や法人税の引き上げを行えば、一層現役世代に負担が集中することから、高齢者含め、国民全体で広く負担する消費税が、高齢化社会における社会保障財源にふさわしいということによるものです。その消費税増税の影響を受け、各種使用料等が値上がりするものであり、前回の5%から8%に増税されたときにおいても、同様の改正が行われました。よって、この条例制定による各種の改正については、必要な改正であり、また、適正な改正と考えます。なお、市内の各種施設等におきましては、市民の皆様への更なるサービス及び利便性の向上にご尽力いただくよう要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第45号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第46号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第46号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第48号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第48号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 1 1 時 4 7 分

再 開 午後 1 時 3 0 分

藤井本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第14、議第44号から日程第19、議第52号までの6議案を一括議題といたします。

本6議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、内野委員長。

内野厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第44号、議第47号、議第49号、議第50号、

議第51号及び議第52号の6議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第44号、葛城市忍海集会所の指定管理者の指定についてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第47号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の旧姓併記制度の改正により、結婚などに伴って姓が変わった場合、新たな姓で印鑑を登録し直す必要はなくなったのか、また、旧姓で登録されている印鑑証明書が無効になった場合、無効通知を送付されていたが、その取扱いはどういう問いがあり、住民の方が旧姓を併記すると申請をされた場合、住民票と印鑑登録証明書が連動して、旧姓併記がなされるようになるため、登録をし直す必要はない。また、旧姓併記の申請をされている場合は、登録されている印鑑証明書は無効とならないので通知は送付しないが、申請がない場合は無効となるため、通知は送付するという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第49号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、10月から開始される保育の無償化に伴い、給食費はどのようになるのかという問いがあり、10月から開始される特定教育・保育無償化は、保育料のみが対象となる。2歳児未満については、保育料に給食費も含まれているため、従来そのままの取扱いだが、3歳児から5歳児については、保育料に含まれていた副食費は無償化の対象外となることから、別途徴収することになった。給食費として、公立保育所は5,300円、市内私立保育所は5,500円を徴収する予定である。公立幼稚園については、給食費として3歳児が2,000円、4歳、5歳児が3,500円徴収しており、10月以降無償化が施行されても、給食代は基本的には実費徴収となる。また、一定条件はあるが、保育所の副食費及び幼稚園の給食費について免除の規定はあるという答弁がありました。また、同様の改正が平成30年9月、本年6月にもなされていたが、今回の改正内容はどういう問いがあり、前回までの改正は市内の家庭的保育事業等基準を定めるものであったが、今回の改正は、市内の子どもが市外に通っている保育施設についても、市内と同じ運営基準で適正化を確認できるようにするものであるという答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第50号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第51号、葛城市水道事業給水条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたし

ました。

最後に、議第52号、損害賠償の額を定め、和解することについてであります。

質疑では、今回の議案は、県派遣職員が勤務していた葛城市立の学校において、故意または過失により、違法に児童に損害を加えたため、国家賠償法の規定により、児童がこうむった損害の賠償額を定め、和解しようとするものであるが、なぜ加害者が県派遣教員であるのに、奈良県ではなくて、葛城市で立てかえて支払う必要があるのかという問いに対し、被害者児童の代理人から依頼を受けた弁護士より、令和元年6月24日付で奈良県ではなく葛城市に対し、国家賠償法第1条第1項に基づく請求がなされたため、本来加害者が賠償責任を負うべきところであるが、被害者を救済することを目的に、葛城市が一時的に立てかえて賠償するものである。他県ではあるが、過去の事例で学校内で発生した事件に対する国家賠償法に基づく費用負担について、県と市が係争されているが、最高裁判決で人件費以外の費用負担は学校設置者である市が負担するものとするとの判例があるため、内容を考慮し、本市の顧問弁護士と協議を重ねた結果、葛城市が立てかえて支払うことにより、相手方と合意に至ったため、今回提案したものであるという答弁がありました。

また、損害賠償額の275万円の根拠と、市が立てかえて支払った後の手続について伺いたいという問いがあり、刑事損害賠償命令事件として、既に加害者に対して250万円の支払い命令が確定しており、その賠償額の10%である25万円を弁護士費用として加えた金額であるので、275万円は妥当な額であると判断した。また、本件の場合、国家賠償法第1条第2項の、加害者に故意または重大な過失があるときに該当するため、後日加害者に対して求償権を行使し、職員が立てかえた金額を回収することになるが、具体的な手続や利息などの詳細については、今後協議するという答弁がありました。

さらに、これまでの説明で市の判断は一定理解できるが、奈良県派遣の教員であるのに、今回の解決方法で本当に大丈夫なのか、今後の対応策等について伺うという問いがあり、本件については教育委員会としても、被害者から国家賠償法に基づく請求当初から違和感を感じているが、顧問弁護士とも相談した結果、法的に今回の判断に至ったものである。今後については、他市の教育長とも相談して、教員の任命権も考慮して対応の方向性を検討するという答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、意見が出されておりますことをつけ加えて、厚生文教常任委員会の報告とさせていただきます。

藤井本議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第14、議第44号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第44号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第47号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第47号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第49号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、この条例案に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

この条例案は、消費税の引き上げにおいてあわせて実施される、保育無償化にかかわる条例の文言の修正及び特定地域型保育事業の保育基準を緩和することを内容としております。

保育の無償化については、次の議第50号の条例案において審議されます。また、保護者負担の軽減となることでもありますから、反対するものではありませんけれども、しかし保育事業の運営に関する基準の緩和については、問題があると考え反対いたします。

安倍政権は、消費税引き上げに当たって、その引き上げ分を保育無償化に充てると国民に約束いたしました。しかし、その当時から保育行政において、待機児童を解消するために保育所を建設したり、あるいは保育士確保のための待遇改善など、条件整備の方が先ではないかという意見がございました。と申しますのも、保育無償化によりまして、保育ニーズが高まりますと、そのために保育サービスを受けたいという方がふえて、待機児童が発生するということが恐れられたからであります。つまり、順序が逆ではないかという意見が当初からございました。そこで安倍政権は、民間事業者による地域型保育事業によって、保育事業の受け入れを拡大するために、次々と基準を緩和してまいったわけであります。最近では企業主導型保育、これは認可外保育でありますけれども、市町村の審査を必要としない都道府県

に届けるだけで、それが開設できるという事業も盛んにその推進を推奨されましたけれども、助成金詐欺等が起きまして、今その基準緩和によって、安易に保育事業にそうした業者を参入させることに対する社会的批判が起きているところでもあります。私としては、保育というのは大切なお子さんを預かるわけでありますから、一定の保育基準を設けて、安心・安全に保護者が預けられる保育事業であることが大切だと考えております。

今回提案されております条例は、こうした基準を緩和するものであり、賛成することはできません。地域型保育事業は、従来の施設型保育所のように、多数の保育士がいて、園庭や調理室を備え、小学校入学まで保育児を預かる保育事業とは異なって、多くは0歳から2歳までの預かりであり、保育士が1人であるという施設も認められます。その保育士が休んだ場合、預けることができない、保育サービスを受けることができない。その代替をどうするかということも出てくるわけであります。そのために、地域型保育事業を開設する場合には、施設型保育との連携をすることを当初定めていたものであります。つまり、施設型保育所には、いわゆる通常の、公立、私立の保育所でありますけれども、たくさんの保育士がおられ、ベテランの保育士がいるので、そうした地域型保育所、小規模の保育所に視察に行つて、指導するとか、あるいは連携施設に対して、2歳まででそうした小規模保育については卒園ということが起きて、3歳児以降の預け入れ先が問題になるわけでありますから、その確保のための連携施設を確保しておくとか、あるいは先ほど述べました、保育士が休んだときには、1人で保育士が面倒を見ているような保育事業所では代替ができないわけでありますから、その連携施設を確保しておくとか、そうした形でこうした地域型保育の開設を認めるというのが本来の趣旨でありました。ところがなかなか連携施設が確保できないということで、次第に、その緩和をやっていくということが内容となって、施設型保育所でも、地域型保育所の一定の基準があれば、そこと連携を認めるとか、そういう形で基準が緩和されていたものであります。

本条例案につきましては、代替保育についての緩和が新たに加えられたものであります。施設型保育所事業ではなくて、地域型保育所の中には、小規模事業者やそれらと同等の事業者と市が認めるものとしておりますけれども、果たしてそうした小規模事業者に代替保育が可能なかどうか、危ぶまれるところでもあります。私は保育児童の環境に差別があつてはならないと考えます。公立保育所や私立の保育所など、施設型保育所で本来預かるべきだと考えます。待機児童を生まないためには、将来の人口増加を葛城市は見込んでいるのでありますから、葛城市におきましても、公営の保育所の建設を考えるときではないでしょうか。

以上の理由から、本条例案に反対いたします。

藤本議長 ほかに討論はないですか。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 私は、議第49号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本案は、国の基準省令の改正に準じて行われるものであつて、特定地域型保育事業者において代替保育が必要となった際に提供する、連携施設の確保を緩和すること。そして、卒業

後の受け皿となる連携施設の確保を緩和すること。また、連携施設の確保に関する経過措置を5年延長することなど、各種の緩和措置を講じることによって、幼児教育・保育の無償化により保育ニーズが高まると予想される中、新規事業者の参入が容易になること、また選択肢がふえることで、待機児童の解消に貢献するものと評価いたしました。さらに、幼児教育・保育無償化によって、必要となった副食費の免除規定も追加されております。いよいよ、あと数日に迫ってまいりました10月からの幼児教育・保育の無償化、また年少人口が増加しているという現状におきましても、待機児童の解消に向けご尽力いただくことを要望いたしまして、本案には賛成の討論とさせていただきます。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第49号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第50号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第50号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第51号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第51号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第52号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、西川弥三郎君。

西川議員 ただいま上程されております議第52号、損害賠償の額を定め、和解することについて、私はあえて反対の討論をさせていただきます。

まず初めに、今回被害に遭われました児童、またご家族の方々のご心中につきましては察して余りあることは、私も十分承知しております。被害者を救済するという上ではよくわかっておるんでありますが、反対することをご理解賜りたいと思います。

なぜかといいますと、今回の議案につきましては、加害者である元奈良県の派遣教員に現在、損害賠償を支払える能力がないということで、葛城市に対して、国家賠償法に基づき請求されたため、提案されたものであります。先ほどの委員長報告にもありましたが、厚生文教常任委員会の審査の中でも、理事者より、今回の判断に至った経緯について、るる説明があり、過去の判例に基づき、全面的に市が立てかえて支払うことになったということでございます。今回の加害者は奈良県派遣の教員であります。教員の採用や配置に関する権限は奈良県にあると私は思っております。県には全く責任がないのでしょうか。県と損害賠償の費用について、きちんと協議されたのでしょうか。県も少しでも責任を感じているなら、市に対して何らかの形であらわしていただくべきであると思います。今回は弁護士費用を入れて275万円ということでございますけれども、もっと大きな金額になる場合もございます。そして、これの回収そのものも、一時立てかえてございますので、回収そのものも市がやっていかないかん。本当にこれが回収できるのか。そういうふうなこともありますんで、ただ単に、今回は葛城市ですけれども、これは奈良県下でどこの市町村もそういう判断をされていく可能性がありますんで、県の方も何らかの協議に、判例が管理者である市にあるというふうなことで、市の方へ立てかえの義務を負わしてくるのではなしに、やっぱり、それぞれの、先ほども言いましたように、この教員の採用や配置は県がやるわけでございますから、そこらはやっぱり県の方ももう少し市と協議をして今後のあるべき姿を、やっぱりきちっとつけていただきたいなということでございます。

以上のことから、今回、市議会が何も意見を言わず議決し、過去の判例のみをもって葛城市が賠償の全額を立てかえて支払うということについて、私はどうしても納得できませんので、あえて反対をさせていただきます。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 私、議第52号、損害賠償の額を定め、和解することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

繰り返しになりますが、本件は、県の派遣教員が勤務していた市内の学校におきまして、児童に損害を加えたため、国家賠償法第1条第1項の規定によりまして、当該教員にかわって葛城市が損害賠償の肩がわりをするというものでございます。

国家賠償法とはそもそも何かと申しますと、その目的としまして、公務員の意図しない失敗による高額負担の救済、公務員の救済ですね。それともう1点は、被害者の救済。この2点が国家賠償法の目的とされております。

しかし、ここで懸念することが3点ございまして、まず1点目といたしまして、今回加害者が県の派遣教員であるのに、先ほど西川議員がおっしゃったように、何で葛城市が金銭負担しなければならないのか、人事権を持っている県には一切責任がないのかというのが1点。2点目として、学校内で発生した事案であるんでありますが、国家賠償法の言う、公務員がその職務を行うについてという規定に、これは本当に当てはまるのかどうか、これが2点目。3点目、県が根拠として示している過去の福島県の判例をひもといたんですけども、損害賠償責任を負った当時の自治体が、最終、被告に対しての請求を放棄している。つまり今後本市が立てかえた場合、お金が本当に回収できるのかどうか、というこの3点が懸念するところでございます。と言いながらも、あえて私は賛成に回るのは、ただ1点、被害者保護を優先した人道的見地から、この1点に尽きる形で賛成いたします。その理由といたしまして、これも3つ。今ここで葛城市がこの話を蹴ってしまったら、被害者への補償が先延ばしになってしまう。2点目、被害者及び家族がこの問題にけりをつけないと、いつまでもこれを引きずる形になって、嫌な思いが残ってしまう、これが2点目。最後3点、何よりもまず、この問題で被害となった葛城市の児童です。葛城市の子どもは、葛城市が守ってあげたい。この3つをもちまして、私は賛成の理由といたします。

ただ、最後に申し上げておきたいのが、これはもう注文としてつけさせていただきますけれども、今回の判例が将来同様の事例が、先ほど西川議員もおっしゃったように、ほかに起こった場合に、過去の判例として引用される、それは間違いのないことであります。そのときに、このまま葛城市が受け入れたという事例だけじゃなくて、そこに文脈として付記していただきたいのが、不条理を補完する悪しき事例にならないために、この議決は法律にのっとってもろ手を挙げて賛成したわけではなく、人道的見地から受け入れたものであるという文脈を必ずわかるように付記していただきたい。もう一つ。本市が肩がわりして支払う損害賠償金について、国家賠償法第1条第2項の規定に基づいて、請求と回収を確実に履行していただくと同時に、遅延損害金が発生した場合には、それもあわせて徴収していただくことを強く要望した上で、私の賛成討論とさせていただきます。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第52号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議第53号から日程第22、議第55号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、下村委員長。

下村予算特別委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。去る9月6日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第53号、議第54号及び議第55号の3議案につきまして、9月17日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず初めに、議第53号、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑では、児童館費、学童保育所管理事業における土地鑑定手数料について内容を伺いたいという問いに対し、現在、新庄小学校区学童保育所は入所児童が想定よりふえており、既存の施設だけでは運営ができない状況となっている。そのため、新庄小学校の図書館を借りて保育を行っているが、今後運営を続けていくに当たり、どのように児童を受け入れていくべきか検討した結果、新庄幼稚園西側の土地を購入して利用してはどうかとの案が出され、まずは土地の鑑定を依頼したものである。ただし、事業自体がこの場所で確定しているわけではなく、複数の案がある中での1つの案として、可能性を模索し、手続を進めている段階である。今後、さまざまな観点から、計画を固めていく必要があると考えており、条件等が定まってきた際には、報告をさせていただきたいとの答弁がありました。

次に、いきいきセンター管理運営費、工事請負費900万円の内容について、またいきいきセンターはこれまで頻繁に補修、修繕を繰り返している印象があるが、過去5年間の実情について伺いたいという問いに対し、過去5年間に修繕した主なものとしては、ボイラー、空調関係、水漏れ関係、備品修繕等などがある。今回の補正予算で工事請負費として900万円を計上しているが、これは現在入浴を休止している浴場の設備一式を交換するためのものである。今年6月に水質検査をした際、2つある浴槽のうち、1つについてレジオネラ菌の値が基準値を超えたため、使用を中止した。管洗浄をすれば菌の数値は改善し、入浴を再開することができるが、保健所の方に施設等を見ていただいたところ、基準に合っていないろ過装置を継続して使用していることが判明し、再開のためにはろ過機等設備一式を交換する必要があると指導を受けたため、緊急に対応するものである。また、今年度は耐震診断の実施を予定しているため、その結果、内容を踏まえて今後の施設整備の方針を検討していくとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第54号、令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

若干の質疑がございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第55号、令和元年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、学校給食総務費の、学校給食業務委託審査委員の選任方法と、講師謝礼の内訳について伺いたい。また、学校給食管理費の修繕料の内容についてという問いに対し、学校給食業務委託審査委員については、令和2年8月以降の学校給食センター調理配送業務委託事業の業者選定を行うに当たり、外部委員として、PTA代表の方1名と、学識経験者1名に参加していただく予定をしている。講師謝礼については、安心・安全で、よりおいしく楽しい給食を目指し、献立や味つけについて指導をしていただく講師と助手の方、計2名に対し、6回分実施するための謝礼である。また、修繕料については、給食提供の安全面を考慮し、今年度に入って新たに修繕が必要となったものである。コンテナのキャスターと扉部分の修理等を予定しているとの答弁がありました。

ほかの委員からは、講師の指導を受ける対象者については、栄養教諭だけではなく、昨年より塩分に対する基準が変わったことを受け、味つけに対する取り組みについて理解してもらうため、今後は、児童、保護者、給食を配膳する先生方や、関係者等についても、参加していただけるよう検討をお願いしたいとの意見が出されました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、そのほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、予算特別委員会の報告といたします。

藤井本議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第20、議第53号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第53号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第54号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第54号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第55号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第55号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、発議第6号、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

9番、増田順弘君。

増田議員 ただいま上程を賜りました発議第6号、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

東京池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も、高齢運転者による事故が続いております。近年、交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、75歳以上の高齢者運転の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立っております。警視庁は昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保持者が、2022年には100万人ふえて、663万人に膨らむと推計しています。こうした状況を踏まえ、国は2017年施行の改正道路交通法で75歳以上の免許保持者は、違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけました。しかし、今や、高齢者運転の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題であります。また、過疎地帯を中心に、いまだ生活の交通手段として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に運転免許を返納した場合などの、地域における移動手段の確保も重要な取り組みであります。政府におかれましては、地方自治体や民間事業者と連携しながら、総合的な交通事故防止対策として、高齢者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、次の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

1、自動ブレーキや、ペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した安全運転サポート車や、後づけペダル踏み間違い時加速制御装置の普及を一層加速するとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。

2、高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた安全運転サポート車に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付運転免許の導入を検討すること。

3、免許を自主返納した高齢者が、日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスや、デマンド型乗り合いタクシーの導入など、地域公共交通ネットワークの更なる充実に努めること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時におけるタクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

藤井本議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には6日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

これを持ちまして本定例会を閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、各常任委員会、また予算、決算特別委員会の審査において議員各位から出された意見や要望を真摯に受けとめられ、葛城市政の執行と、令和2年度の予算編成に当たられますよう要望いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月6日に開会されました令和元年第3回葛城市議会定例会は、本日を持ちまして全日程を終了し、閉会を迎える運びとなりました。提案させていただきました議案につきまして、議員の皆様方には慎重なるご審議を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げる次第でございます。会期中に頂戴いたしました貴重なご意見を参考に、今後の市政運営に努めてまいり所存でございます。

甚だ簡単でございますが、閉会に当たりまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

藤井本議長 以上で令和元年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時19分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 藤井本 浩

議 会 副 議 長 川村 優子

署 名 議 員 杉本 訓規

署 名 議 員 梨本 洪珪